

大学教育質保証・評価センター 自己点検・評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学教育質保証・評価センター大学機関別認証評価に関する規程第13条に規定する、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について、大学教育質保証・評価センター（以下、「本センター」という）が自ら行う点検及び評価（以下、「自己点検・評価」という）に関し必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 自己点検・評価は、評価システム委員会（以下「システム委員会」という。）で行う。

2 前項の結果は、理事会で承認を得る。

(方法)

第3条 自己点検・評価は、毎年度行う。

2 自己点検・評価は、評価実施チーム及び受審大学の意見に基づいて行う。

(公表)

第4条 自己点検・評価の結果は、刊行物やインターネット等の適切な方法で社会に公表する。

(評価の改善)

第5条 本センターは、自己点検・評価の結果を踏まえ、大学評価基準、評価方法、その他の事項について必要な改善を図る。

(雑則)

第6条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附則

この規程は、2019年5月7日に制定し、本センターが認証評価機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。